

スキル標準等の今後の運営について (とりまとめ案)

平成26年5月2日
情報処理振興課

スキル標準の在り方に関する研究会では、本年1月から4回にわたって、スキル標準に関する事業の実施体制の構築にあたり、国・関係団体等の役割を含めた在り方について、関係者・団体等の協力を得て検討してきた。

平成25年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」において、世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けて、人材育成を社会全体で取り組む必要があり、産官学が連携して取り組むことが必要であるとされている。

スキル標準は、政府が定めた「創造的IT人材育成方針」¹(平成25年12月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)においても、人材育成の仕組みづくりの方法提供や人材の流動化を促進するなど、我が国の情報処理を担う人材の育成と適材適所を実現するための環境整備として期待されている。

スキル標準等の今後の運営について、研究会での検討を踏まえて、新たな体制構築に向けてとりまとめることとする。

1. 検討の背景

<スキル標準に関するIPAのこれまでの取り組み>

- 平成15年(2003)からIPAがスキル標準の運営を担う。
 - ①継続的なメンテナンス、②活用促進のための普及啓発活動。
- ITSSに続き、ETSS、UISSを策定、また、産構審提言を踏まえた3スキル標準の整合を図る「共通キャリア・スキルフレームワーク(以下「CCSF」という。)」を整備。それらに合わせIPAの運営活動も随時拡充。

<独法通則法に基づく勧告>

- 政独委「事務事業の改廃に関する勧告の方向性」(平成25年1月)
 - IPAのIT人材育成事業は、業務の抜本見直し等の措置を講じること。
 - スキル標準については、「民間の自主的な活動への移管の検討を行うとともに地域・中小企業へのスキル標準導入については民間等の費用負担で支援を要請された場合には対応する」とした。

¹ 「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月閣議決定)に基づく政府のIT人材育成に関する府省横断的な計画。

<人材定義の政策的必要性>

- 他方、IT人材の労働市場における流動性向上とその動向把握等のため、その共通言語としての「人材定義」は国として行うことが必要。

<日本再興戦略の位置づけ>

日本再興戦略(平成 25 年 6 月閣議決定)※抜粋

○人材のスキルレベルの明確化と活用

- ・「IT 人材のスキルを共通尺度で明確化するスキル標準について、2014 年夏までに分野ごとの専門人材に必要なスキル・タスクを特定し、2015 年度中に改訂する。あわせて、公共機関での CIO 補佐官の採用を始めとした、専門人材の募集や登用条件における活用を促す。」

<民間を含めた新たな体制の構築と今後の課題への対応>

以上を踏まえ、IPA が一元的に実施してきたこれまでのスキル標準の運営体制を見直し、今後の課題の整理と合わせて、民間、IPA、国の役割分担による新たな運営体制を設定する。

2. スキル標準等の現状の構成

<3スキル標準>

- スキル標準は、大きく、技術やサービスの専門性や役割等による「人材定義」と、人材が身につけるべき具体的な「スキル定義」により構成されている。
 - ・ 人材定義は、3スキル標準とも「キャリアフレームワーク」として整備されている。
 - ・ スキル定義は、ITSS においてはスキル編(スキルディクショナリ、スキル熟達度、研修ロードマップ)、UISS においては機能・役割定義、ETSS においてはスキル基準(スキルカテゴリ、スキルレベル)として整備されている。

<CCSF>

- また、CCSF においては、3スキル標準の参照モデルとして人材類型／人材像を定め、3スキル標準の内容を活用しつつ「知識体系(BOK)」を整備している。情報処理技術者試験の出題内容は、当該 BOK をベースに構築している。
- さらに、3スキル標準のスキル定義を「タスク(作業項目)」を軸に整理し直し、CCSF 追補版として一元的な「タスク・スキル定義」を公開している。

3. 著しい情報技術の進展と適用領域拡大

1. に既述のとおり、これまで3スキル標準はITサービスやITユーザなどの分野別に構築され、活用されてきた。

しかしながら、情報技術の適用領域拡大やIoT(Internet of Things)のようなあらゆる機器が連携動作する状況の出現、クラウドやモバイルなど新たなITの活用形態の普及など分野別の人材育成ではスキル標準の活用目的に対応出来ない状況が生じ始めていた。

ITの適用領域拡大については、「創造的IT人材育成方針」でも以下のように記述されており、我が国の経済成長のためにもIT人材のあらゆる領域での活躍が期待されている。

(「創造的IT人材育成方針」P.3)

IT社会の進展に伴い、一般的な情報システムのみならず、自動車の電子制御のようなものづくりの分野にもソフトウェア関連技術は不可欠になっており、日々の生活や業務の現場などありとあらゆる領域に組み込まれ、多くの国民に活用されており、我が国が抱える社会の構造的課題や制約を克服すると同時に、経済成長をけん引する鍵であることは疑う余地はない。

このような動きを先取りし、CCSF(第一版・追補版)の整備により、人材類型やタスク・スキルの整合などにより、3スキル標準の相互参照が出来るようにした。

しかし上記のような整備の間にも、著しい情報技術の進展に対応した新たな人材の育成が必要となっており、適時適切な人材育成の指標整備を行うことが重要な課題となっている。

今後は、各専門分野に関する最新の動向を熟知した業界団体等が他の業界団体等と情報交換等を行い、それぞれのスキル体系の整合を図りながらスピード感のある環境整備体制を構築する必要がある。

4. 今後(平成26(2014)年度以降)の役割分担(案)

<継続的なメンテナンス>

○ 人材定義(スキル標準のキャリアフレームワーク、CCSFの人材類型・人材像)

→ 国による検討、オーソライズ。

○ タスク・スキル定義

→ 現在進行中の、IT融合人材等の新たな人材像に関するタスク・スキル定義

の拡充、及びタスク・スキル定義の活用性を向上するためのデータベース開発は IPA が継続。

※ なお、タスク・スキル定義は、IPA によるデータベース環境の整備に合わせて、本来の CCSF と切り離し、名称も CCSF 追補版から「タスク・スキルディクショナリ(仮称)」と変更する。

→ データベース開発後において、企業活動等を通じて新たに必要となる具体的なタスク・スキルの拡充は、各団体を通じて民間が行う。

○ 知識体系(CCSF の BOK)

→ 情報処理技術者試験の出題内容との関係から、IPA が行う。

<活用促進のための普及啓発活動>

○ スキル標準の活用促進活動は、民間主体で行う。

→ 「5.」の協議会が推進母体となる。

→ IPA は、民間等からの要請及び費用負担を受けて活動支援を行うスタンスになる。

5. 協議会の設置

スキル標準の有効活用による人材投資の促進を図るため、民間主体による分野横断的な議論と課題解決の推進をミッションとした「スキル標準促進協議会(仮称)」を設置する。

<協議会の役割>

○ 協議会は次の役割を担う。

－ 国が行う「人材定義」の検討に対して、産業界の人材ニーズ、人材動向等の情報を提供する。

※ 国による人材定義の検討は、平成26年度中の着手を目指す。

－ タスク・スキル定義の策定。

※ 将来的に、タスク・スキル定義のコンテンツ拡充・メンテナンスを民間で運営できるよう検討していく。

－ 人材投資の促進に関する産業界・学界等による横断的な取組策等の提案、実施。

○ 上記の役割を担うにあたっては、メンバーとなる各団体等において、それぞれの問題意識に基づいた検討をあらかじめ行い、その検討成果等を協議会に持

ち寄り議論を重ね、民間としての提案や取組等を取りまとめることを基本とする。

(参考) スキル標準の活用の取組みの例

- ✓ 事業計画における重点分野(利活用、インフラ等)の人材定義を実施
- ✓ 技術強化分野(アジャイル、産学連携等)で検討されたタスク・スキルを体系化
- ✓ 個社適用支援等におけるタスク・スキルの統計分析やテンプレート化など

- また、各団体等で行われた議論や具体的な取組事例等については、協議会の場による各団体等相互の情報交流を通じて更に各団体等の取組へフィードバックする等、人材投資の促進に関する民間主体の持続的な検討・取組の推進エンジンとして機能することも企図する。
- 経済産業省は基本的にオブザーバとして参加するが、政府調達に係る人材採用の在り方などを検討する観点から、テーマによって、スキル標準の一活用者の立場として実際の議論に参画することも想定される。
- 協議会は、将来的にスキル標準の活用促進に関するIPAの既存の主要な役割を引継ぎ、民間の中核組織となることを目指す。

<協議会のスキーム>

- 協議会のメンバーは、本研究会に参加している団体等を母体とする。
→ 将来のメンバー拡充の在り方も含めた資格要件等は、別途検討する。
- 協議会は、テーマ別の部会を設定する。メンバーは自らに必要な部会に参加する。

(参考) 部会の設定例

- ✓ 人材定義部会
 - ✓ タスク・スキル部会
 - ✓ 人材投資促進部会
- など

- 協議会は平成26年度中の発足を目指し、具体的な運営体制・方法の詳細については、本研究会の参加団体等による協議会発足準備会(事務局:IPA)において速やかに調整を開始する。
- 協議会発足後、民間による協議会の自主運営に向けた体制整備を図る。なお、当面の間(第三期中期目標期間～平成29年度)はIPAが事務局運営に協力する。

以上